

貸金庫規定

1. 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるもの（ただし、総重量は30キログラム以下とします。）を格納することができます。
- ① 有価証券 等
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当社は前項各号に掲げるものについても、相当の理由がある場合は格納をお断りすることがあります。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日の1年後の応答日までとし、契約期間満了日までに借主又は当社から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 使用料

- (1) 貸金庫の使用料は、次に掲げる時期に、当社所定の料率により算出した月数分を前払いするものとし、当社は、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
- ① 新規契約日に2か月分の初回受領使用料を前払い
 - ② 初回口座引落日（新規契約日の翌月末日）に6か月又は1年分の使用料を前払い
 - ③ ②の6か月毎又は1年毎の応答日に6か月又は1年分の使用料を前払い
- (2) 既存の契約に加えて新規に契約を締結する場合には、原則として各契約毎に前項に定める時期及び方法により使用料を前払いするものとします。ただし、既存の契約と同一の契約金額の契約を新規に締結する際には、新規契約日にその後最初に到来する既存の契約の口座引落日までの月数の使用料を初回受領使用料として前払いし、既存の契約における次回口座引落日に既存の契約及び新規の契約に係る6か月分又は1年分の使用料を合算して前払いし、その後も同様に支払うものとします。
- (3) 指定預金口座の残高が支払日において引落金額に満たない場合には、直ちに入金してください。万一入金が遅延した場合は入金後いつでも口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。

- (4) 使用料は第18条の規定に基づき変更することがあります。
変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (5) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. 鍵及びカードの保管

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当社立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当社が保管します。
- (2) 借主及び借主が届出た代理人に、貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」）を発行しますので、借主及び代理人が保管してください。

5. 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主又は借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 貸金庫室への入室にあたっては、専用入口に備え付けの暗証番号照合機に貸金庫ご利用カードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作のうえ入室してください。
- (3) 格納品の出し入れは、指定されたブース内において正鍵により開庫して行ってください。
- (4) 貸金庫の使用後は、施錠してください。

6. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
ご利用カード、正鍵を失った場合又は毀損した場合も同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

7. 印章、鍵、ご利用カードの喪失時等の取扱い

- (1) 印章、正鍵又はご利用カードを失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合又は毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。
なお、当社が貸金庫の変更を求めた場合は、直ちにこれに応じてください。

8. 暗証番号等

暗証番号照合機により、ご利用カードを確認し、同照合機利用の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、開庫その他の取扱いをした場合は、ご利用カード又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

9. 印鑑照合等

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱いをしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、使用される鍵及びご利用カードについて当社は確認する義務を負いません。

10. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由又は当社の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当社は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当社は責任を負いません。
- (3) 借主若しくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当社又は第三者が損害を受けた場合は、その損害を賠償してください。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからF及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからF又は第3号AからEの一にでも該当する場合には、当社はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. 取引の制限等

- (1) 当社は、借主及び借主が届け出た代理人の情報を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。また、借主及び代理人の情報に変更があった場合は速やかに当社に届け出てください。借主及び代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答、届出いただけない場合には、本規定に基づく貸金庫利用の一部を制限することがあります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する借主及び借主が届け出た代理人は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出てください。当該借主及び代理人が当社に届け出た在留期間を超過した場合は、本規定に基づく貸金庫利用の一部を制限することがあります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主及び代理人の回答、説明内容やその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく貸金庫利用の一部を制限することがあります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、借主及び代理人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合は、当社は当該取引の制限を解除します。

13. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合は、正鍵、ご利用カード及び届出の印章を持参し、当社所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。
なお、正鍵、ご利用カード又は届出の印章を失った場合に解約する場合は、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号にひとつでも該当すると当社が判断する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができます。当社から解約の通知があった場合は、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡さなければなりません。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されない場合も同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わない場合
 - ② 借主について相続の開始があった場合
 - ③ 借主若しくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当社若しくは第三者に損害を与え又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由がある場合
 - ⑤ 貸金庫利用がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 前12条第1項から第3項までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合
 - ⑦ 借主又は代理人がこの規定に違反した場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当社が判断し、借主との取引を継続することが不適切であると当社が判断する場合には、当社はこの貸金庫の利用を停止し、又は借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。当社から解約の通知があった場合は、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡さなければなりません。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員または暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 借主又は代理人が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前三項の明渡しが遅延した場合は、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じた場合は直ちに支払ってください。なお、当社はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明け渡しが3か月以上遅延した場合は、当社は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理又は一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当社は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。

これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われない場合は、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当社からの請求がありしだい支払ってください。

14. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕又は移転その他やむを得ない事情により、当社が格納品の一時引取り又は貸金庫の変更を求めたとは、直ちにこれに応じてください。

15. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められた場合、又は店舗の火災、格納品の異変等緊急を要する場合は、当社は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当社は責任を負いません。

16. 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸又は質入れすることはできません。

17. 保証人

この契約の締結にあたり、保証人を求める場合があります。

その場合は、保証人はこの契約から生ずるすべての債務について借主と連携して履行の責めに任ずるものとします。

この契約が継続された場合も同様とします。

18. 規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できます。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上

(2020年4月1日改訂)